

(様式3の2)

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針 (案)の背景・経緯等

つくば市政策イノベーション部企画経営課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市では、平成27年2月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年8月住民投票が実施され、同年9月に当該事業を白紙撤回することとなりました。これを受けて、平成29年1月当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年4月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して7項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

市では、今後の大規模事業の進め方について、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図ることに、全庁的に取り組むため、本基本方針を策定します

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

なし

○ 未来構想における根拠又は位置付け

「つくばの資源を生かし、世界へ貢献する街」を目指す上で、行政改革を推進し、自立した行政運営に貢献します。

○ 関係法令及び条例等

なし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

大規模事業の実施に当たり、民意の適切な把握と十分な情報の公開を行い、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家からの意見等を求めた上で、慎重に事業の対応方針を決定することにより、事業の意思形成過程の透明化が図られる。

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案） 概要

1 背景及び目的

(1) 背景

総合運動公園問題から、検証委員会報告までの経緯と報告書による7項目の提言を受けました。

(2) 目的

今後の大規模事業の進め方について、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るため、本基本方針を策定し、全庁的に取り組みます。

2 大規模事業の定義

大規模事業とは、市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業とします。

※ 施設整備事業とは、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 民意の適切な把握について

大規模事業を進めるに当たっては、「①積極的な情報提供」、「②適切な市民ニーズの把握」、「③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり」の視点から適切な民意の把握に努めていきます。

(2) 事業の客観性及び透明性の確保

事業の実施判断についての客観性を高めることと、意思決定過程の透明性の確保のため、外部有識者等による「大規模事業評価制度」を導入します。評価により事業実施を決定した後に、計画の大幅変更があった場合は再評価を行い、結果により事業の見直しや撤退を検討します。

評価に当たっては、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。また、評価に関する一連の情報を公表することとします。